

令和6年度 埼玉県健康長寿計画推進検討会議	資料6
令和7年2月5日（水） 18：30～	

慢性腎臓病(CKD)予防対策部会について

第8次埼玉県地域保健医療計画の指標等について

● CKD対策の目的及び経緯

- ◆ 自覚症状に乏しい慢性腎臓病(CKD)を早期に発見・診断し、適切な医療を早期から実施・継続することにより、CKDの重症化予防を徹底し、CKD患者のQOLの維持向上を図るとともに、医療費の抑制を図ること。
- ◆ 本県では、県、医師会、国保連合会との3者連携により、糖尿病性腎症重症化予防事業を推進しており、この事業の中で新規透析導入患の原疾患として最も割合の高い糖尿病性腎症の予防に取り組んできた。
- ◆ しかし、糖尿病性腎症は依然最多ではあるものの、全体に占める割合としては減少傾向にあり、高血圧等の生活習慣病や加齢等が主要因とされている腎硬化症の割合が増加傾向にある。こうした背景を鑑み、第8次埼玉県地域保健医療計画(令和6年度～11年度)に慢性腎臓病対策を位置付け、慢性腎臓病対策を推進していくこととした。

● 第8次埼玉県地域保健医療計画(策定期間:令和6年～令和11年)

第8次埼玉県地域保健医療計画では、慢性腎臓病(CKD)対策について以下のとおり指標及び取組を定めた。

指標

指標	現状値		目標値		データソース
新規透析導入患者数の減少	2,095人	2021年	減少	2029年	わが国の慢性透析療法の現況(日本透析医会)

取組

第2部 第1章 第1節 健康づくり対策(第4次埼玉県健康長寿計画)

- ・慢性腎臓病に関する知識や発症予防に関する情報の発信、啓発
- ・特定保健指導の保健指導者(保健師、管理栄養士、看護師等)に対する研修
- ・病診連携システムの構築に向けた現状把握及び検討

第3節 糖尿病医療

- ・慢性腎臓病(CKD)に関する正しい知識の普及・啓発、病診連携システムの構築に向けた現状把握と検討

令和6年度慢性腎臓病（CKD）施策について

第8次 埼玉県地域保健医療計画(第1節 健康づくり対策) 慢性腎臓病(CKD)に対する取組

- ◆ 慢性腎臓病(CKD)に関する知識や発症予防に関する情報の発信、啓発
- ◆ 特定保健指導の保健指導者(保健師、管理栄養士、看護師等)に対する研修
- ◆ 病診連携システムの構築に向けた現状把握及び検討

普及啓発

腎臓の大切さや慢性腎臓病(CKD)予防について、正しい知識を啓発する

- 慢性腎臓病(CKD)についてわかりやすく説明した電子リーフレットの作成
- ラジオ番組で専門医が解説
- イオン「第11回埼玉フェア」において、慢性腎臓病(CKD)予防啓発ブース設置
- 慢性腎臓病(CKD)について説明する1分程度の動画を作成

研修等

健診結果の事後指導を行うコメディカルや行政職員対象のスキルアップ研修や専門的な情報の提供

- 県HPに慢性腎臓病(CKD)予防のページを開設
- 特定健診・保健指導 指導者スキルアップ研修

病診連携

埼玉県CKD対策検討会での検討内容（5/23, 8/8, 1/23開催）

- 郡市医師会ごとに慢性腎臓病(CKD)を専門に診療できる基幹病院の指定・紹介体制の構築を郡市医師会に協力依頼(9/26)
 - ・ 情報提供書等の様式がない場合には、参考様式を紹介
 - ・ 県内におけるCKD対策の取組について情報共有

(参考) 令和7年度慢性腎臓病（CKD）対策の取組予定（案）について

第8次 埼玉県地域保健医療計画(第1節 健康づくり対策) 慢性腎臓病(CKD)に対する取組

- ◆ 慢性腎臓病(CKD)に関する知識や発症予防に関する情報の発信、啓発
- ◆ 特定保健指導の保健指導者(保健師、管理栄養士、看護師等)に対する研修
- ◆ 病診連携システムの構築に向けた現状把握及び検討

■ 慢性腎臓病(CKD)対策検討部会(仮称)の開催(年2回程度予定)

普及啓発

腎臓の大切さや慢性腎臓病予防について、正しい知識を啓発する

- 慢性腎臓病(CKD)がわかりやすく学べるリーフレット(配付用)の作成
- 県民を対象とした慢性腎臓病(CKD)セミナーの開催
- イオン「埼玉フェア」、「県民の日 県庁オープンデー」等において、慢性腎臓病(CKD)予防啓発ブース設置
- 慢性腎臓病(CKD)デジタルリーフレット(デジタルサイネージや医院の待合室等で視聴)の作成

研修等

健診結果の事後指導を行うコメディカルや行政職員対象のスキルアップ研修や専門的な情報の提供

- 市町村国保や協会けんぽなどの被用者保険者を対象とした取組好事例等の情報交換
- コメディカルを対象としたスキルアップ研修

病診連携

- 令和6年度 郡市医師会ごとに慢性腎臓病を専門に診療できる基幹病院の指定・紹介体制の構築を郡市医師会に協力依頼
- 令和7年度 郡市医師会からの御要望等に対応させていただく

埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱の改正について

● 埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱

改正案	現行
埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱 第1～6条(略) <u>(部会の設置)</u> <u>第7条 検討会議に次の部会を置く。</u> <u>(1)慢性腎臓病(CKD)予防対策部会</u> <u>(2)その他必要と認める部会</u> <u>2 部会の委員は、検討会議委員及び必要と認める者をもって健康長寿課長が選任する。</u> <u>3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の中から委員長が指名する。</u> 第8条 <u>検討会議及び部会</u>の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課に置いて処理する。 第9条(略) 第10条(略)	埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱 第1～6条(略) <u>(新設)</u> 第7条 <u>検討会議及</u>の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課に置いて処理する。 第8条(略) 第9条(略)

埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱の改正について

改正案	現行
附 則 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年3月16日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年4月9日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年 月 日から施行する。</u>	附 則 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年3月16日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年4月9日から施行する。